

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月13日 08時20分ごろ
発生場所	青森県東通 ^{ひがしどおり} 村尻屋岬港 尻屋岬港東防波堤灯台から真方位066°690m付近 (概位 北緯41°24.8′ 東経141°26.1′)
事故の概要	作業船しりやは、貨物船阿武隈丸 ^{あぶくま} の綱取り作業中、投錨して着岸作業中の阿武隈丸に衝突した。
事故調査の経過	平成30年4月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 阿武隈丸、499トン 140490、興和海運株式会社 B 作業船 しりや、14トン 212-16214 青森、尻屋運輸株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に凹損 B 左舷船尾部外板にペイント剝離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波 なし
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか4人が乗り組み、尻屋岬港の防波堤（東）に沿って港内側に設置されたドルフィン棧橋に出船右舷着けする予定で港内に進入後、左転して同棧橋に向けて北北西進した。</p> <p>A船は、主機を停止してドルフィン棧橋まで約80mの位置で左舷錨を投錨し、錨鎖を徐々に繰り出しながら約1ノットの対地速力で同棧橋に接近中、右舷船首部付近に接近してきたB船に前部スプリングライン1本（以下「本件ライン」という。）を渡して左回頭に備えていたところ、右舷中央部にB船が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか2人が乗り組み、A船の右舷船首部付近にほぼ直角に接近し、A船から渡された本件ラインを前部甲板に設けられたビットにかけるうちに、約10m/sの北寄りの風を右舷側に受け、船首を風上に回頭させながらA船に向けて圧流され、A船の船首を左舷船首方に見る状態となった。</p> <p>B船は、船長BがA船から離れようとして主機を後進とし、A船の船橋付近まで後進したところ、更に圧流され、A船とほぼ平行する状態となって約5mの距離に接近したので、主機を前進とし、右舵を取</p>

	<p>ったものの、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、A船から離れようとして主機を後進とする前に左舵を取って主機を適宜前進とし、船尾を右に振る操船を行うべきであったと本事故後に思った。</p> <p>東通村には、本事故当時、強風注意報及び波浪注意報は発表されていなかった。</p>
分析	<p>A船は、投錨して着岸作業中、B船に本件ラインを渡して左回頭に備えていたところ、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、約10m/sの北寄りの風を右舷側に受ける状況下、A船の綱取り作業中、船長Bが、A船から離れようとした際、A船から離れる方向に船尾を振らずに主機を後進としたことから、風に圧流され、A船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、B船が、約10m/sの北寄りの風を右舷側に受ける状況下、A船の綱取り作業中、船長Bが、A船から離れようとした際、A船から離れる方向に船尾を振らずに主機を後進としたため、風に圧流され、投錨して着岸作業中のA船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他船の綱取り作業等の支援に従事して接近する際は、風等の影響を考慮した操船を行うこと。